

# 埼玉県肝炎対策協議会設置要綱

## (設置)

第1条 県内における肝疾患診療体制の整備を図るに当たり、必要な事項を検討するため「埼玉県肝炎対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置するものである。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 肝疾患診療体制の整備に関する事
- (2) 肝炎ウイルス検査の推進に関する事
- (3) その他、肝炎対策の推進について意見を述べる事

## (組織)

第3条 協議会の委員は、肝疾患患者及び家族又は遺族を代表する者、県民を代表とする者、保健医療等に従事する者、並びに保健医療行政を執行する者から保健医療部長が委嘱する。

- 2 会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

- 2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が欠席の時は、代理の出席を認める。

## (会議)

第5条 協議会は、会長と協議の上、保健医療部長が招集する。

- 2 会長が、議長となる。
- 3 協議会に会長が出席できない場合は、会長の指示により、会長以外の委員に議長を委任することができる。

## (庶務担当)

第6条 協議会の庶務は、保健医療部疾病対策課が担当する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成19年10月9日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和5年2月22日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。